

一何事に依らず、徒党が間敷儀堅く仕る間敷、惣じて公事（くじ）出入の儀これ有らば、名主・組頭・五人組立ち会い、取り扱いの上済まざる儀は申し出るべき事

附り、荷担（かたん）いたし候ものこれ有る歟、又は公事

す、むるものこれ有るに於ては重科（じゅうか）たるべき事

一公事出入の節、名主他行に候はば、与頭（くみがしら）添翰（そえかん）致すべし、訴訟人村役人の異見を用いざる由（とて）、添翰致さざるは心得違ひにて、添翰これ無き願ひは取り上げず、無益の雑費も相掛り、

添翰ハ其の所の人別のものに紛れ無き證拠迄にて、縦筋

違ひの願ひにて村役人異見用いざる共差し出し、不筋（ふすじ）の次第ハ差し添え罷り出申し立てるべき事

一公事出入差し添えは村役人に限り申すべし、村役人残らず相手

取り候はば、組合・親類の内差し添え罷り出るべき事

一諸寺院の輩（やから）へ慎み方仰せ出され、其の後慎まざるものこれ有り御仕置に為さる処、以後破戒・不如法（ふによほう）の事これ有らば、村方より本寺触頭（ふねがしら）へ訴え教戒いたし、其の上用いざる事に候はば

早々訴え出るべき事

一花火の儀、家込みの場所は申すに及ばず、海手（うみて）又は

川筋にても大造の花火・流星・相図の火同様

の花火建て申す間敷、若し相背き候はば急度申し付けるべき事

一浪人・旅僧・修験（しゅげん）・替女（こせ）・座頭（ざとう）・物貰い徘徊いたし、押して宿をねだり合力を乞い、村々難儀いたし候由に付、罷り越し候はば差し押さえ、早々訴え出るべき事

附り、兼て御取締りに付組合も定り候間、諸入用は

無宿（むしゅく）の分は高割（たかわり）致すべき事

一押し売買堅く仕る間敷候、常々売買仕らざる品、又は

他所より疑敷（うたがわしき）もの持ち来たり候はば買い取るべからざる事

一御年貢米金・小物成（こものなり）・運上（うんじょう）物・諸拝借返納等、触れ期月日限上納致さざる村方これ有り、不届の事候条、

向後遅滞（ちたい）無く相納めるべし、若し不納いたし候ものハ早々訴え出るべし、急度吟味遂げるべき事

一検見（けみ）取り村々は、仮り免状相渡り候はば、定例の通り田主